

議案第 19 号
令和 2 年度宝塚市一般会計補正予算（第 13 号）

資料 1（494）学校教育指導事業について

市立中学校で発生した在籍生徒に係る重大事案について、相手方と損害賠償の概算払い（前払い）を行うことで合意が得られる見通しとなったため、損害賠償金を補正予算に計上するものです。

なお、当該生徒の症状固定は当分先と見込まれる中、本来であれば症状固定後に議会の議決を経て支払われるべき損害賠償にかかる費用について、地方自治法施行令第 162 条第 6 号及び宝塚市会計事務規則第 60 条の規定により、損害賠償金に係る概算払い（前払い）を行います。

また、本支払いに併せて、本事案の経緯の公表についても、相手方弁護士と調整を行っており、協議が整い次第対応予定です。

【参考条文】

- ・ 地方自治法施行令第 162 条第 6 号
第百六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。
 - 一 旅費
 - 二 官公署に対して支払う経費
 - 三 補助金、負担金及び交付金
 - 四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
 - 五 訴訟に要する経費
 - 六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの
- ・ 宝塚市会計事務規則第 60 条
第 60 条 自治法施行令第 162 条第 1 号から第 5 号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。
 - (1) 補償金又は賠償金
 - (2) 事務、事業の用に供する土地、家屋又は物件の購入代金